

# 企業価値担保権 施行まで1年 認知度は3割強にとどまる

国や金融機関から制度に対する  
十分な説明継続が必須

## 近畿・企業価値担保権に対する企業の意識調査(2025年4月)



本件照会先

井上 風奈 (調査担当)  
帝国データバンク  
大阪支社情報部  
06-6441-3100(直通)  
大阪情報部:  
osakajoho@mail.tdb.co.jp

発表日

2025/06/10

当レポートの著作権は株式会社帝国データバンクに帰属します。  
当レポートはプレスリリース用資料として作成しております。著作権法の範囲内でご利用いただき、私的利用を超えた複製および転載を固く禁じます。

## SUMMARY

企業価値担保権の認知度は33.4%と前回調査(2024年9月)より6.2ポイント上昇した。しかしながら、半数以上の企業に認知されていない状況が続いている。活用意向のある企業は28.2%で、「事業性に着目した評価」を理由としている。他方、「自己資本」「既存の融資」など現状満足で活用意向のない企業は28.4%だった。制度の周知不足や金融機関による評価の難しさなどの課題があり、今後は制度の使いやすさや普及に向けた取り組みが重要となる。

※株式会社帝国データバンク大阪支社は、近畿2府4県4,248社を対象に「企業価値担保権」に関するアンケート調査を実施

なお、企業価値担保権に関する企業の意識調査は、2024年9月に実施し今回で2回目

調査期間:2025年4月16日~4月30日(インターネット調査)

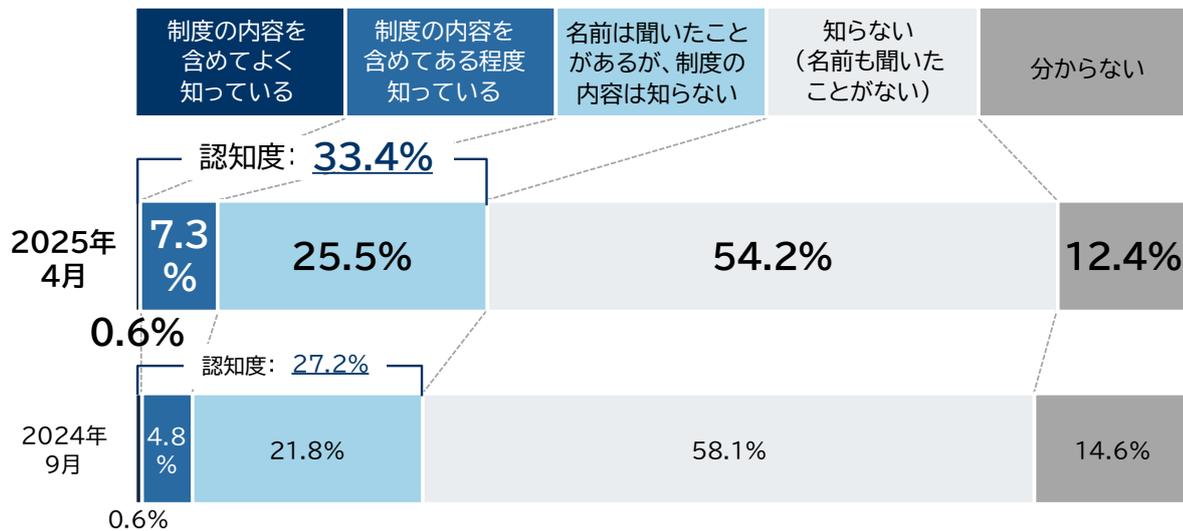
調査対象:近畿2府4県4,248社、有効回答企業数は1,713社(回答率40.3%)

## 認知度は33.4%に上昇も、 「知らない」企業が依然として半数超

企業価値担保権の認知状況について尋ねたところ、認知度は33.4%（前回調査27.2%）と前回調査より6.2ポイント上昇し、3社に1社が制度を認知していた。その内訳は、「制度の内容を含めてよく知っている」が0.6%（同0.6%）、「制度の内容を含めてある程度知っている」が7.3%（同4.8%）、「名前は聞いたことがあるが、制度の内容は知らない」25.5%（同21.8%）だった。

他方、「知らない（名前も聞いたことがない）」とする企業は54.2%（同58.1%）と、前回調査に続き半数を超える企業が知らない状況となった。

企業価値担保権の認知度（上段：2025年4月、下段：2024年9月）



注1：2025年4月調査の母数は1,713社、2024年9月調査は1,817社  
注2：小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とはならない

## 『活用意向あり』企業は3割弱

自社において金融機関から融資を受ける際に、企業価値担保権を活用したいか尋ねたところ、「活用したいと思う」は3.9%（前回調査3.5%）、「今後検討したい」は24.3%（同23.3%）で、両者を合計した『活用意向あり』企業は28.2%（同26.9%）だった。

前回調査よりやや増加しており、企業からは「今後一段の成長を目指すために、企業価値担保権の活用についても検討したい」（建設）や、「企業価値担保権が登記されることで、一定レベル以上の評価を得ている証明となる」（再生資源卸売）などの前向きな声が寄せられた。

他方、「活用したいと思わない」は28.4%（同26.6%）で、企業間で見解が分かれた。

また、「分からない」が43.4%(同46.6%)と依然として4割以上を占めており、認知度の低さがこうした結果に結びついていると考えられる。

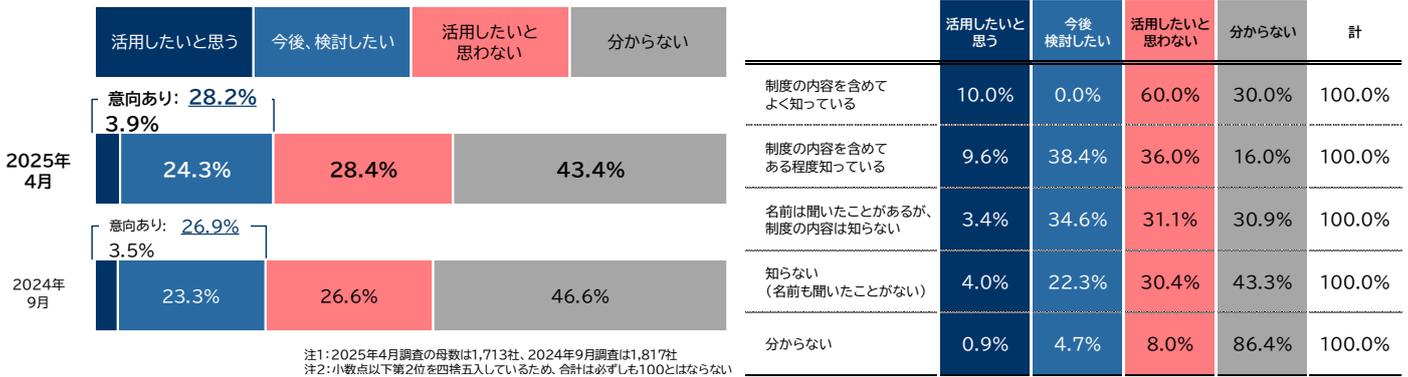
認知度と活用意向の関係をみると、「制度の内容を含めてよく知っている」企業でも「活用したいと思わない」が6割を占めている。一方で、「活用したいと思う」と考えている企業は1割にとどまった。内容をよく理解している企業のなかでも、活用意向が低い結果となった。

## 企業価値担保権の活用意向

企業価値担保権の活用意向

認知度×活用意向(2025年4月)

(上段:2025年4月、下段:2024年9月)



## 活用理由「事業性に着目した評価」がトップ、 「自己資本」「既存の融資」で十分といった意向も根強い

企業価値担保権を活用する意向のある企業に対して、その理由を尋ねたところ、「自社の事業性に着目した評価に基づき融資を受けたいため」とする企業が65.4%と突出して高かった。企業からは「事業計画がより明確になり、会社の将来性に期待してもらいやすくなる」(その他の卸売)といった声が聞かれた。

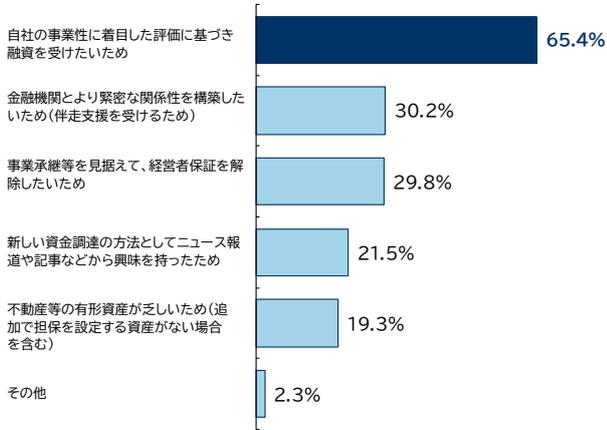
以下、「金融機関とより緊密な関係性を構築したいため(伴走支援を受けるため)」(30.2%)と「事業承継等を見据えて、経営者保証を解除したいため」(29.8%)が僅差で続いた。

他方、企業価値担保権を活用したいと思わない企業に対して、その理由を尋ねたところ、40.5%の企業が「自己資本で必要な資産をまかなえているため」と回答し最も高かった。次いで、「現在利用している融資手法(不動産担保、経営者保証による融資を含む)で充足しているため」が39.7%、「金融機関と既に緊密な関係性にあるため必要がない」が25.9%で続いた。

企業の声として、「企業価値に対する評価方法や基準が、具体的に確立できているか分からない」(建材・家具、窯業・土石製品製造)などの意見が上がった。

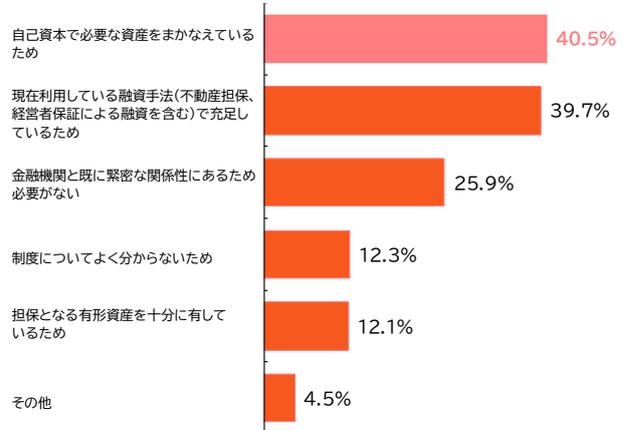
## 企業価値担保権の活用意向別の理由

### 企業価値担保権を活用する理由



注:母数は、「活用したいと思う」「今後検討したい」のいずれかを回答した企業483社

### 企業価値担保権を活用しない理由



注:母数は、「活用したいと思わない」と回答した企業486社

## 企業価値担保権、2026年春施行へ 新たな資金調達手法として期待される反面、さまざまな課題も

企業価値担保権は、2026年春頃の施行が予定されており、不動産担保や経営者保証に過度に依存しない新たな資金調達手段として注目されている。事業者の将来キャッシュフローや無形資産を含む事業全体を担保として考える点が特徴であり、金融機関による企業価値に基づく経営改善支援が期待されている。

現在、大阪・関西万博が開催されているが、未来のヘルスケアを体験できる「大阪ヘルスケアパビリオン」では400社を超える企業が最先端技術やアイデアを展示している。例えば、こうした技術やアイデアが成長性や企業価値向上において評価され、担保として利用できる可能性も今後出てくると期待されている。

しかし、その認知度は上昇基調にあるものの、現時点では33.4%にとどまり、活用意向も3割弱と限定的であることが分かった。活用したい理由としては、「事業性に着目した評価」が最も多い。一方で、「自己資本で充足」「既存の融資で十分」といった現状に満足している企業も少なくない。特に、制度の内容をよく理解している企業のうち、6割が「活用したいと思わない」と回答しており、企業にとって制度内容が魅力に乏しいと考えられている結果となった。

今後の施行に向けて、金融機関による制度運用の難しさや担保価値の変動性、既存担保との関係、企業側の準備負担、情報開示の必要性などといった点は課題とされている。制度への期待がある一方で、半数以上の企業が認知していない現状を踏まえ、今後の制度の詳細設計、全国の地域金融機関や商工会議所などを通じた普及に向けた取り組みが重要となる。